「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取り組みを進めてまいります。

１．従業員への還元

私たちは、企業理念において 「人・社会・地球との共存共栄を図り、豊かな社会づくりに貢献する価値創造企業を目指す」ことを掲げ、事業活動を通じ、社会課題の解決に取組んでいます。企業理念実現に向け、「ヒト」の力を最大化させるため、「事業に必要な人財の質と量を確保する」ことと、「個々が十分に能力を発揮できる環境をつくる」ことが最も重要であると考え、「人財の強化」と「人財の活躍推進」の２つの柱を掲げ、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力いたします。

その上で、生み出した収益・成果に報いる賃金水準の引上げや従業員の心身の健康にかかる投資を行うとともに、それ以外の総合的な職場環境づくり、教育訓練等など従業員のエンゲージメント向上やさらなる生産性の向上に資するよう、人的資本投資に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、賃金水準の引上げについて、業績連動に基づき会社の成長と従業員への適切な還元が相乗的に循環する取り組みを行うとともに、教育訓練等について、OJT（現場実務教育）・Off-JT（研修・講習会）・自己啓発（通信教育 / 他）の積極的な機会提供に取り組んでまいります。

２．取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・　パートナーシップ構築宣言のＵＲＬ

【https://www.biz-partnership.jp/declaration/7577-09-00-aichi.pdf】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和７年１月24日

（令和７年４月１日　代表者の異動による更新）

豊田通商株式会社　　社長 今井斗志光